

総務委員会資料

平成26年第2回定例会提出予定議案の説明

諮問第1号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

諮問第2号

下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について

資料 下水道使用料の徴収及び督促に関する処分に係る審査請求について

平成26年5月28日

総 務 局

下水道使用料の徴収及び督促に関する処分に係る審査請求について

1 審査請求の概要

- (1) 審査請求人 * * * * * (川崎市 * * 区 * * * * *)
- (2) 審査請求の対象
- ア 下水道使用料 平成4年4月使用分から平成20年9月使用分まで 144,370,575円
- イ 対象となる処分
- (ア) 納入通知処分・・・諮問第1号
- (イ) 督促処分・・・諮問第2号
- (3) 審査請求の趣旨 上記処分を取り消すとの裁決を求める。
- (4) 審査請求の主な理由 上記処分の下水道使用料の請求権は時効により消滅しており、存在しない請求権に基づく上記処分は違法である。
- (5) 審査庁 川崎市長
- (6) 処分庁 上下水道事業管理者

2 審査請求に至るまでの経過

(1) 概要

審査請求人は、昭和54年5月10日に公害局(当時)に地下水揚水に係る届出書の提出を行い、遅くとも昭和57年2月には公害局(当時)に揚水した地下水の水量等測定報告書を届け出た上で地下水を揚水し、使用した水道水及び地下水の汚水処理は浄化槽にて行っていたが、平成4年4月13日に浄化槽を廃止し、公共下水道に排水管を接続したことにより、水道水及び地下水の使用に係る汚水を公共下水道へ排出することとなった。

しかし、審査請求人はこの工事に際し、地下水の使用に係る汚水を排出することを下水道局(当時)に届け出ず、この排出分の下水道使用料については徴収されなかった。

処分庁はこれを平成22年11月15日及び30日に行った現地調査により確認し、審査請求人に排出汚水量の認定に必要な書類等の提出及びそれに係る下水道使用料の支払についての理解を求めていたが、書類は提出されなかったため、平成25年10月21日に平成4年4月使用分から平成25年1月使用分までの下水道使用料計192,719,081円の納入通知処分を行った。

審査請求人は、平成20年10月使用分から平成25年1月使用分までの下水道使用料48,348,506円の支払には応じたものの、平成4年4月使用分から平成20年9月使用分までの下水道使用料144,370,575円の徴収に関する処分を不服として、平成25年11月19日に納入通知処分について審査請求を提起した。

その後、当該下水道使用料の納入がされなかったことから、処分庁が審査請求人に対し平成25年12月26日に督促処分を行ったところ、平成26年1月27日に審査請求人はこれについても審査請求を提起した。

(2) 経過

昭和44年7月	審査請求人は、この頃から水道の使用を開始した。
昭和54年5月10日	審査請求人は、公害局(当時)に対し、地下水揚水に係る届出書を提出した。
昭和57年2月	審査請求人は、遅くともこの頃には地下水を揚水し、使用していた。
平成4年4月13日	下水道局(当時)は、審査請求人が浄化槽を廃止し、公共下水道に排水管を接続した工事について完成検査を行った。
平成21年8月24日	建設局下水道部(当時)は、他の地下水揚水事業所の件を受けて環境局に地下水揚水事業所一覧の照会を行い、審査請求人が下水道使用に必要な手続をせず地下水を揚水していることを確認した。
平成22年3月26日	建設局下水道部(当時)は、環境局から地下水の水量等測定報告書入手した。
平成22年11月15日	上下水道局は、現地調査を行い、当地で揚水される地下水が公共下水道に排出されていることを確認した。
平成23年1月25日	現地調査の結果、上下水道局は機械製造の際に使う冷却水と一緒に污水管に流している雨水を道路側溝に流すよう審査請求人に付替を要請した。冷却水を污水管に流すことについては継続協議となった。
平成23年11月22日	上下水道局は、審査請求人に冷却水を引き続き污水管に流すよう指導を行った。
平成24年12月21日	上下水道局は、審査請求人に排出汚水量認定のための申請書を提出するよう求めた。
平成25年1月9日	審査請求人は、将来分の汚水量認定のための申請書を提出した。
平成25年2月19日	上下水道局は、将来分の汚水量の認定を行い、平成25年2月使用分から下水道使用料の徴収を始めた。
平成25年9月27日	上下水道局は、審査請求人に対し、平成25年10月11日までに地下水の使用に係る下水道の使用開始届及び過去分の排出汚水量の申告を行うよう書面で通知した。
平成25年10月21日	審査請求人が指定した期日までに申告をしなかったため、上下水道局は、環境局に提出されていた地下水の水量等測定報告書の揚水量により、排出汚水量の認定を行い、下水道使用料を算定し、納入通知処分を行った。
平成25年11月19日	審査請求人は、納入通知処分について審査請求を提起した。
平成25年12月26日	上下水道局は、審査請求人に督促処分を行った。
平成26年1月27日	審査請求人は、督促処分について審査請求を提起した。

3 審査請求人及び処分庁の主張

審査請求人の主張	処分庁の主張
<p>(1) 諮問第1号（納入通知処分）</p> <p>○争点 処分庁が平成4年6月から下水道使用料を徴収できたか</p> <p>① 審査請求人は、排水設備工事完成届兼使用開始届を提出している。</p> <p>② 審査請求人は、遅くとも昭和57年2月頃には、川崎市長に対し、水量等測定報告書を提出していたのだから、処分庁は、川崎市下水道条例第31条の規定に基づく関係者からの聞き取り等の調査を行えば、水量等測定報告書の情報を取得し、地下水の使用を了知することができた。</p> <p>③ 処分庁は、平成4年4月に、排水設備の工事について検査をする際、地下水の使用について調査することができた。</p> <p>④ 処分庁は、下水道法第13条に基づき、立入調査を行えば、地下水の使用を把握することができた。</p> <p>まとめ 処分庁には、平成4年4月の時点で、審査請求人が地下水を使用していることを確認する契機があったのだから、平成4年6月以降は、2月ごとに徴収する下水道使用料を算定して徴収することができた。よって、この時点から下水道使用料の請求権は、地方自治法第236条に規定する5年の時効期間を経過したものについては消滅しており、法令上の根拠のない平成20年10月21日以前に発生した下水道使用料の納入通知処分は違法である。</p>	<p>① 審査請求人は、地下水を使用する者が公共下水道を使用する際に行う使用開始届を提出していなかった。提出された排水設備工事完成届兼使用開始届には地下水の使用についての記載はなかった。</p> <p>② 公害局（当時）に提出された水量等測定報告書は、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止することを目的としているものであり、そのような目的を異にする書類について処分庁に調査義務はないのだから、条例第31条の規定に基づく調査ができることをもって水量等測定報告書から地下水の使用を了知できたとするには論理の飛躍がある。</p> <p>③ 処分庁が平成4年4月に行った検査の内容は、設置された排水設備の構造が、法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを確認するものであり、排水設備を流れる汚水が地下水に由来するかどうかを確認するものではない。</p> <p>④ 審査請求人が主張する下水道法第13条に基づく立入調査は、公共下水道の機能及び構造を保全し、公共下水道からの放流水の水質を法令で定める技術上の基準に適合させるために、排水設備等を流れている汚水の水質を調査するものであり、地下水の使用は確認できない。</p> <p>まとめ 処分庁は、審査請求人が届出をしなかったため、平成22年11月15日に審査請求人の事業所において現地調査を行うまでは、地下水の使用に係る汚水を公共下水道に流していることを知らず、知る契機もなかったのだから、処分庁が平成4年4月の時点でこれを確認でき、平成4年6月以降、下水道使用料を徴収できたとする審査請求人の主張には理由がない。</p>
<p>(2) 諮問第2号（督促処分）</p> <p>○争点1 督促処分の審査請求において、納入通知処分の違法性を主張できるか</p> <p>① 下水道使用料の請求権は時効により消滅しており、実体的請求権のない納入通知処分を前提とした督促処分は、法令上の根拠がなく違法である。</p> <p>② 督促処分が納入通知処分の有効性を前提としている以上、納入通知処分の違法性も督促処分的前提条件として、督促処分の審査請求の中で審理されるべきである。</p> <p>○争点2 本件処分は、処分庁の裁量の範囲を逸脱するものであり不当であるか</p> <p>処分庁は、納入通知処分が確定していない段階で、安易に法律を機械的に適用の上、本件処分を行っているが、これは処分庁の裁量の範囲を逸脱するものである。</p>	<p>①② 納入通知処分と督促処分は、その目的及び効果を異にするものであり、督促処分の審査請求において、納入通知処分の違法性を主張することはできない。それについては、納入通知処分の審査請求において主張すべきである。</p> <p>督促処分は、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定に基づいて行ったものであり、不当ではない。</p>

4 審査請求に対する処分庁の見解

審査請求人の主張には理由がないことが明らかなため、諮問第1号及び諮問第2号の審査請求はそれぞれ棄却されるべきである。

審査請求制度について

1 概要

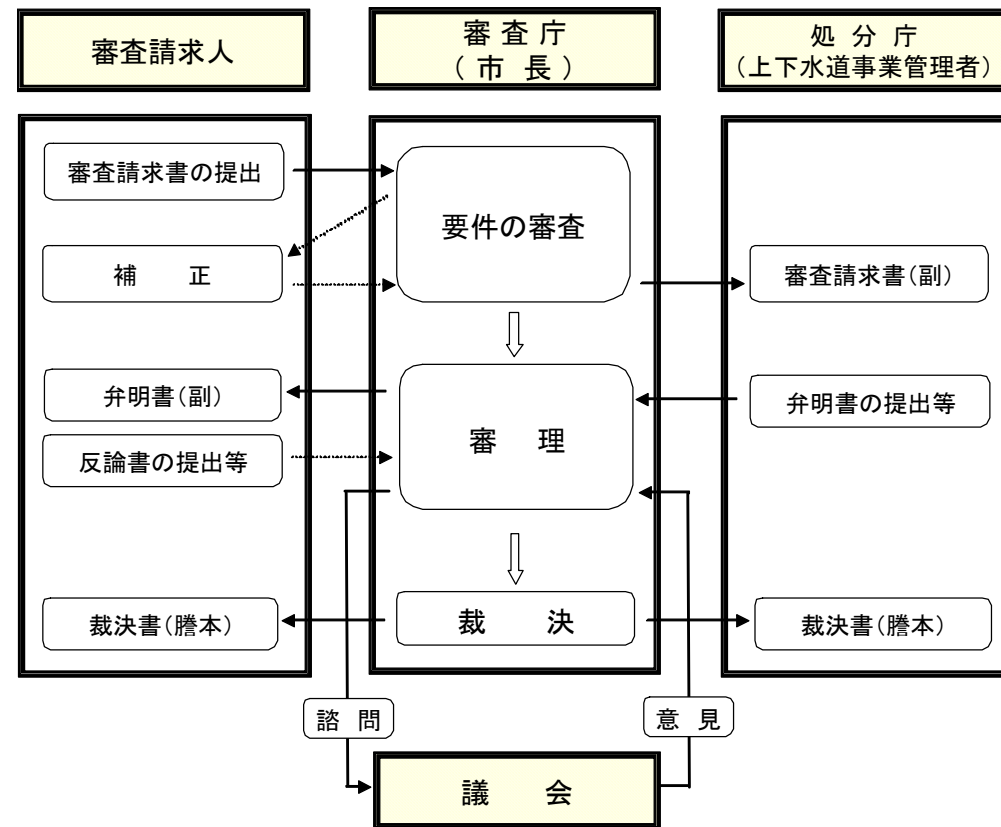
審査請求とは、違法又は不当な処分について、処分庁の直近上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。制度については行政不服審査法に定めるほか、使用料の徴収に関する処分は、地方自治法に議会への諮問や審査請求期間等について特別の定めがある。

2 対象

下水道使用料の徴収に関するものとして次の処分が審査請求の対象となる。

- (1) 納入通知処分
- (2) 督促処分
- (3) 滞納処分

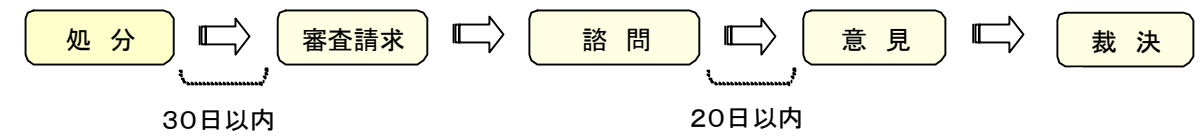
3 手続



参考

- | | | |
|-------|-------|--------------|
| 諮問第1号 | 審査請求人 | 審査請求書及び反論書2通 |
| | 処分庁 | 弁明書2通 |
| 諮問第2号 | 審査請求人 | 審査請求書及び反論書1通 |
| | 処分庁 | 弁明書1通 |

4 期間



5 裁決

(1) 却下

審査請求が要件を充たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分全部又は一部の取消しや処分の変更ができる。

6 取消訴訟

審査請求人は、裁決を経てなお処分又は裁決について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6ヶ月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、地方自治法により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求してから3ヶ月経過しても裁決がないなど正当な理由があれば提起できる。

7 過去の事例

地下水使用を届け出ずに公共下水道を使用し、その排出分の下水道使用料を支払っていなかったスポーツセンター運営会社に対し行った5年3ヶ月分の下水道使用料計67,350,533円の納入通知処分について、同社は一部を支払ったものの、残額42,350,533円につき平成24年7月27日に審査請求を提起した。

同社は、環境局に対し地下水揚水の届出はしていたが、建設局下水道部（当時）には届け出ておらず、当該下水道使用料について時効消滅や免除を主張したものの、議会の諮問を経て、審査庁は、平成24年12月28日に審査請求を棄却する裁決を行った。

総務委員会資料

平成26年第2回定例会提出予定議案の説明

報告第9号

川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について

資料1 公文書開示請求の分野別内訳

報告第10号

川崎市個人情報保護条例第41条の規定による運営状況の報告について

資料2 個人情報開示請求等の分野別内訳

報告第11号

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による
運営状況の報告について

資料3 審議会等の公開状況

平成26年5月28日

総 務 局

報告第 9 号関係

公文書開示請求の分野別内訳

(単位：件)

分 野	件 数	主 な 請 求 内 容
行 政 一 般	1 4 6	・ 損害保険関係文書 ・ 指定管理者選定関係文書
財 務	5 8	・ 支出命令関係文書
税 務	1 6	・ 固定資産評価関係文書
市 民 生 活	2 2	・ 住居表示台帳関係文書
産 業 ・ 経 済	2 3	・ 土地改良区関係文書
公 害 ・ 自 然 環 境	2 1 6	・ 公園施設関係工事費内訳書 ・ 土壌汚染調査関係文書
健 康 ・ 医 療	2 6 8	・ 飲食店営業許可業者一覧 ・ 医療機関一覧 ・ 理美容室一覧
都 市 環 境	1, 7 2 8	・ 道路等関係工事費内訳書 ・ 道路、水路関係文書
社 会 福 祉	5 0	・ 高齢者福祉関係文書
防 災	3 1	・ 火災報告関係文書
交 通 ・ 運 輸	3 7	・ 自動車運送会計関係文書
文 化	5	・ 文化施設管理関係文書
教 育	1 4 4	・ 教育委員会会議関係文書
合 計	2, 7 4 4	

報告第 10 号関係

個人情報開示請求等の分野別内訳

(単位：件)

請求区分	分野	件数	主な請求内容
開示請求	市民生活	94	・住民票請求関係書類 ・印鑑登録関係書類 ・戸籍請求関係書類 ・消費者相談
	健康・医療	31	・カルテ等 ・診療報酬明細書
	都市環境	14	・土地境界関係書類
	防災	17	・救急関係書類 ・火災関係書類
	教育	4	・学校記録関係書類
	行政一般	4	・人事関係書類 ・市長への手紙
	社会福祉	79	・介護関係書類 ・障害者福祉関係書類 ・生活保護関係書類
	税務	20	・固定資産税等関係書類
利用の 停止請求	市民生活	1	・住民票記載事項
	健康・医療	2	・診療報酬明細書
提供の 停止請求	市民生活	1	・住民票記載事項
	健康・医療	2	・診療報酬明細書
合	計	269	

報告第11号関係

審議会等の公開状況

1 公開とした主な会議

審議会等名	会議開催数
区民会議（7区分）	142
健康づくり推進会議（7区分）	56
青少年問題協議会	13
危険物保安研究会	12
環境影響評価審議会	7

2 非公開とした主な会議（一部非公開を含む）

(1) 不服申立て等に係わる会議（第4条関係）

審議会等名	会議の概要
情報公開・個人情報保護審査会	公文書開示請求及び保有個人情報開示請求等に関する不服申立ての審査
人権オンブズパーソン会議	人権侵害に関する相談、救済申立てに対する調査、調整、勧告等

(2) 個人に関する事項（第5条第1号関係）

審議会等名	会議の概要
介護認定審査会	要介護、要支援認定に係わる審査
感染症診査協議会	感染症患者への入院の勧告及び入院の期間の延長に関する必要な事項の審議

(3) 法人に関する事項（第5条第2号関係）

審議会等名	会議の概要
中学校ランチサービス事業調理業者選定委員会	川崎市立中学校のランチサービス事業調理業者の選定

(4) 審議、検討又は協議に関する事項(第5条第3号関係)

審議会等名	会議の概要
スポーツ・文化複合施設PFI事業推進委員会	スポーツ・文化複合施設における民間事業者の選定方式、提案書等の審査等に関する審議

(5) 事務又は事業に関する事項(第5条第4号関係)

審議会等名	会議の概要
精度管理専門委員会	衛生検査所への立入検査の実施、指導監督に関する審議

(6) 公共の安全等に関する事項(第5条第5号関係)

【該当なし】

(7) 法令秘事項(第5条第6号関係)

【該当なし】